

## 監 査 公 告

### 定例監査結果の公表

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和3年11月15日

米沢市監査委員      志 賀 秀 樹

米沢市監査委員      木 村 芳 浩

## 第1 監査の対象

東部小学校、万世小学校、三沢東部小学校、三沢西部小学校、広幡小学校、第二中学校、第三中学校、第六中学校の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの財務事務及び関連事務の執行状況及び財産管理、施設の安全管理の適正性について

## 第2 監査の期間

令和3年10月1日から令和3年11月8日まで

## 第3 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、財産管理及び施設の安全管理については、現地において確認を行い、それぞれ必要に応じて関係職員から説明を聴いて行った。

## 第4 監査の講評

令和3年11月8日に行った。

## 第5 監査の結果

監査は、米沢市監査基準に基づき実施した。

提出された資料等に基づき、関係諸帳簿を照合確認した結果、計数は一致しており、その他財務事務及び関連事務の執行状況並びに財産管理及び施設の安全管理はおおむね適正であると認められた。

ただし、事務の執行において軽微な誤りが見られたため、関係法令等の確認の徹底を図るよう指導した。